

サイバーセキュリティに関する基本方針
(サイバーセキュリティポリシー)

一関信用金庫（以下「当金庫」といいます。）は、サイバーセキュリティリスクへの対応が重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年 11 月 12 日付け法律第 104 号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（平成 27 年 12 月 28 日付け経済産業省策定）その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令を遵守するとともに、その継続的な態勢整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクを認識し、リーダーシップによって対策を進めます。
2. 当金庫は、業務委託先を含めたサイバーセキュリティ対策の整備に努めます。
3. 当金庫は、サイバーセキュリティ対策に係る情報連携・情報開示に努めます。

2020 年 3 月 24 日
一関信用金庫